

仕様書

1. 件 名 道後温泉本館東側広場内の公衆トイレに係る
 ネーミングライツ・パートナー
2. 概要及び目的
 企業等と協働してサービスの向上や地域経済の活性化を図るため、当該施設を活用して愛称を命名する権利(以下、「ネーミングライツ」)を付与し、その対価を得る事業を行う。
3. 業務内容
 - ・ネーミングライツ・パートナーは、道後温泉東側広場内にある公衆トイレに企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができ、市のネーミングライツ・パートナーであることを自らのホームページ等でPRできる。
 - ・ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの対価として命名権料を市に支払う。
 - ・市は、命名権料を原則として当該命名権料に係る施設の管理運営経費または事業経費充てることとする。
4. 対象施設 道後温泉東側広場内の公衆トイレ
 延床面積：42.3 m²
 木造、平屋
 住所：愛媛県松山市道後湯月町甲 1656-1



図1. 道後温泉東側広場内の公衆トイレ（写真）

- ・対象施設の図面は、別紙２のとおり。

5. 近隣の公共施設利用状況

道後温泉本館浴場利用状況【参考値】

令和６年７月１１日～令和６年１１月３０日までの入浴客数は、246,625（人）

※ 道後温泉本館は、令和６年７月１１日に全館での営業を再開。

松山市道後温泉駐車場（冠山駐車場）利用状況【参考値】

令和６年７月１１日～令和６年１１月３０日までの駐車台数は、41,055（台）

※ 道後温泉本館は、令和６年７月１１日に全館での営業を再開。

※ 各公共施設と道後温泉東側広場にある公衆トイレの位置関係は別紙１を参照

6. 命名権の期間 令和９年度まで

※命名権の期間の始期は、周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議とする。年度途中から開始する場合は、費用は月割り計算を行う。

7. ネーミングライツで使用する愛称

ネーミングライツで使用する愛称は、公共施設として品位を損なうことなく、かつ市民に親しまれやすいものでなければならないことから、次の号のいずれかに該当する場合は不適切とみなし、使用を認めないこととする。

- ・人権侵害となるもの又そのおそれのあるもの
- ・政治性または宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義又は主張にあたるもの
- ・他の施設と誤認するおそれのあるもの
- ・個人の氏名
- ・上記に掲げるもののほか、公共施設の愛称としてふさわしくないと市が認めるもの

8. 愛称の標記方法及び施設の外観や内部意匠の変更について

愛称の標記方法及び施設の外観や内部意匠の変更等については、松山市と十分協議すること。

- ・愛称看板を設置する場合は、強度ある素材により制作の上、落下防止に十分配慮したうえで取り付けること
- ・「松山市景観計画」と「松山市屋外広告条例」を遵守すること。

愛称の看板の設置は可能とするが、それ以外の広告・看板の屋外への設置は原則認めない。（松山市屋外広告条例に従う。）ただし、屋内については広告等を掲示することは可能とする。

- ・命名権期間終了後の現状回復にかかる費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。